

○笛吹市営春日居地区温泉給湯使用料等徴収条例

平成18年8月1日

条例第80号

改正 平成26年3月13日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、笛吹市営春日居地区温泉の給湯に伴う維持料、使用料及び手数料の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

(維持料)

第2条 給湯を受けるもの(以下「受給者」という。)は、給湯の決定のあった日から10日以内に次の各号の区分により維持料を納付しなければならない。ただし、給湯を受ける権利を譲り受けた者については、この限りでない。

(1) 普通給湯の場合 別表第1に定める額

(2) 短期給湯の場合 別表第1に定める額に40分の1を乗じて得た額

2 既に徴収した維持料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用料)

第3条 受給者は、毎月別表第2に定める基本料金、超過料金の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を納付しなければならない。ただし、10円未満の端数については、その金額を切り捨てとする。

2 受給者が温泉の使用を一時中止しても、使用料は減免しない。ただし、天災又は特別の理由により市長が特に必要と認めたときは、これを減免することができる。

(計量装置の管理料)

第4条 受給者は、計量装置の管理料として別表第3に定めるところにより毎月温泉使用料とともに納付しなければならない。

(手数料)

第5条 受給者は、受給権の譲渡の許可のあった日又は給湯装置の審査及び検査を受けた日から5日以内に別表第4に定める区分により手数料を納付しなければならない。

(納期)

第6条 温泉使用料及び計量装置の管理料の納期は、毎月末日とする。ただし、末日(末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。))に当たるときは、その翌日以後にお

ける休日以外の日で末日に最も近い日)が土曜日に当たるときは、その翌々日までに納付しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第8条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免がれた者に対しては、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 春日居町温泉給湯使用料等徴収条例(昭和49年春日居町条例第6号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続の他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

附 則(平成26年3月13日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

維持料

基本給湯量	口数	吐出量(毎分)	金額
月80立方メートル	1口	8リットル	5,250,000円
月160立方メートル	2口	16リットル	10,500,000円
月240立方メートル	3口	24リットル	15,750,000円
月320立方メートル	4口	32リットル	21,000,000円
月400立方メートル	5口	40リットル	26,250,000円
5口以上1口増すごとに 5,250,000円			

別表第2(第3条関係)

使用料(月額)

基本給湯量	口数	基本料金	超過料金	
			1立方メートルにつき 200円	1立方メートルにつき 300円
月40立方メートル	半口	4,900円	40立方メートルを超え60立方メートルまで	60立方メートルを超えるもの
月80立方メートル	1口	9,800円	80立方メートルを超え120立方メートルまで	120立方メートルを超えるもの
月160立方メートル	2口	19,600円	160立方メートルを超え240立方メートルまで	240立方メートルを超えるもの
月240立方メートル	3口	29,400円	240立方メートルを超え360立方メートルまで	360立方メートルを超えるもの
月320立方メートル	4口	39,200円	320立方メートルを超え480立方メートルまで	480立方メートルを超えるもの
月400立方メートル	5口	49,000円	400立方メートルを超え600立方メートルまで	600立方メートルを超えるもの
月5口以上、1口(80立方メートル)増すごとに9,800円を乗じて得た額			基本給湯量を超え、口数に40立方メートルを乗じて得た量までのもの	口数に120立方メートルを乗じて得た量を超えるもの

別表第3(第4条関係)

計量器の管理料(月額)

型式	口径	金額	摘要
A	13ミリメートル	700円	契約吐出量により型式を選定
B	20ミリメートル	1,000円	
C	25ミリメートル	1,100円	
D	40ミリメートル	1,600円	
E	50ミリメートル	3,400円	
F	75ミリメートル	5,500円	

別表第4(第5条関係)

手数料

区分	金額
設計書の審査	1件につき 2,500円
材料の検査	1件につき 2,500円
工事の検査	1件につき 3,700円
受給権の譲渡	1口につき 1,000,000円